

堺市指定給水装置工事事業者

堺市指定排水設備工事事業者 御中

令和 7 年 4 月以降の給排水設備工事の申請等に係る窓口運用について

平素は、本市上下水道事業について格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日、新電子申請システムの運用開始日について延期を通知させていただいたところですが、運用開始日までの期間の窓口運用について、下記のとおり通知します。また、新システム導入に係らず窓口運用が変更になる内容もありますので、併せて通知します。

新システム導入までの円滑な窓口運用について、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

① 令和7年4月以降の申請等について（**新システムによる電子申請の運用開始日まで**）

申請等について従来通りの紙申請、堺市電子申請システムに加えて、電子メール送信での受付を致します。堺市電子申請システム及び電子メールによる申請は、堺市水道事業給水条例における「電子申請の場合」の手数料を適用します。ただし、添付データ容量が大きいもの等のご利用いただけない場合があります。また、申請の内容によっては別途詳細なご説明を求める場合があります。

●堺市電子申請システム

「給水装置工事申込」、「排水設備計画確認申請」、「給水指定店又は排水指定店の指定申請手続き」の各種手続きについて、必要書類を添付のうえ申込ができます。

なお、「給水装置工事申込」、「排水設備計画確認申請」について、全ての工事種類を堺市電子申請システムの申請対象としています。

堺市電子申請システムへは、以下の URL からアクセス出来ます。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/portal/home>

初めて堺市電子申請システムをご利用される方へ

ご利用にあたり、初めに利用者登録を行う必要があります。

トップページ画面右上に表示されている「新規登録」をクリックし、「事業者として登録」を選択してください。利用規約に同意の上、利用者 ID となるメールアドレスを登録します。その後は画面に従って必要事項をご入力ください。

詳細な手順は、こちら <https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/manual/02-StartUsing/03-RegisterUserInfo> をご参照ください。

●電子メール

電子メールを利用して、「給水装置工事申込」、「排水設備計画確認申請」について必要書類を添付のうえ申込ができます。

別添電子メール利用要領に沿って申請等いただきますようお願いいたします。

※送信先：堺市上下水道局給排水設備課あて (kyuhaisui@city.sakai.lg.jp)

●納付書の郵送について

納付書の郵送先として「指定給水装置工事事業者」を選択できる予定でしたが、新システム導入までの間、延期になり、従来どおりの運用となります。

●キャッシュレス決済及び納付書の支払い

キャッシュレス決済及びコンビニでの納付書支払いの導入についても、同様に延期となります。

●給水の事前協議

給水の事前協議は、従来どおりの窓口受付のみとなります。

●道路掘削を伴う場合の書類提出

- ・給水装置工事申込を堺市電子申請システムか電子メールで申請する場合、道路書類は別途局受付窓口に必要な部数を提出してください。また、提出時に給水装置工事申込と照合するため、堺市電子申請システムで受付済みの申込番号(8桁)を、窓口担当者へ伝えてください。電子メールの場合は、電子メールの送付日を窓口担当者へ伝えてください。
- ・給水装置工事申込を紙申込する場合、道路書類は給水装置工事申込と一緒に局窓口へ提出してください。

② 令和7年4月以降の申請等について（新システム導入に係らない運用変更）

●給水装置工事申込

- ・既設管利用の場合は、口径・管種のみを記載してください。延長距離の記載は不要となります。
- ・新規に引込む場合は、口径・管種・延長を記載してください。
- ・建築確認コピーの確認は不要となります。申込書に建築確認日と番号を記載してください。

●給排水同時申請

給排水同時申請は、廃止となります。

●検査申込

検査申込時には、道路掘削を伴う申請がある場合は道路使用許可書が必要となります。

●臨時栓の申込

臨時栓については、加入金の支払いが不要となります。それに伴い、これまで加入金の返却のために提出いただいていた口座振替依頼書については不要となります。

③ 各種手数料の改正（別添改正一覧表 参照）

●給水装置工事申込に係る設計審査・工事検査手数料

別添のとおり、改正となります。

●市指定排水設備工事業者の指定更新手数料

別添のとおり、改正となります。

④ 市指定排水設備工事業者に係る提出書類について

●新規登録等における提出書類の見直し

提出書類の見直しを行いました。

別添改正一覧表

●給水装置工事申込に係る審査・検査手数料

(円)

種類	種別	現行	変更後		
			電子申請	窓口申請	
設計審査手数料	口径25ミリメートル以下	4,100	4,100	4,800	
	口径30ミリメートル以上50ミリメートル以下	12,400	12,400	13,500	
	口径75ミリメートル及び100ミリメートル	21,200	21,200	23,600	
	口径150ミリメートル以上	36,500	36,500	38,900	
工事検査手数料	装置検査手数料	口径25ミリメートル以下	4,200	6,300	10,800
		口径30ミリメートル以上50ミリメートル以下	12,900	10,600	10,900
		口径75ミリメートル及び100ミリメートル	22,100	11,100	11,500
		口径150ミリメートル以上	38,000	13,800	14,100
	分岐工事検査手数料	口径25ミリメートル以下	6,200	9,300	14,100
		口径30ミリメートル以上50ミリメートル以下	18,900	17,900	19,500
		口径75ミリメートル及び100ミリメートル	21,600	20,600	22,200
		口径150ミリメートル以上	52,100	51,100	52,700
	工事用給水検査手数料	口径13ミリメートル以上	2,600	3,900	4,000

●市指定排水設備工事業者の指定更新手数料

(円)

	現行	変更後
市指定排水設備工事業者 指定更新手数料	1,000	9,000